

2012年2月14日

消費者委員会食品表示部会部会長 田島 眞 様
委員各位

山浦康明
消費者委員会食品表示部会委員
米の検査規格の見直しを求める会会員
特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表運営委員

米品質表示基準についての情報提供及び意見書

食品表示部会において「玄米及び精米品質表示基準」の審議が行われるにあたり、討議に資するべく、情報提供と私の意見を述べさせていただきたい。

【I】ふるい下米の表示

1. 過去の検討会の議論をみる

いわゆる「ふるい下米」表示は、これまで度々各界で問題視されており、当時の議論は貴表示部会の論点整理にも役立つと考えられます。中でも、平成14年、旧食糧庁『米の表示等についての検討会』での配布資料は有用と考えます。

別紙に、同検討会の低品質米関係資料等を添付します。

- 1-1「玄米及び精米の品質・品位に係るクレーム件数」
- 1-2「低品質米の問題点とその判別の必要性について」
- 1-3「表示・検査についての論点整理(抜粋)」
- 1-4「新たな精米規格のイメージ」

別紙1-2の要約

1. 「低品質米の定義」→【食糧法に基づく品位基準未満の精米】
2. 低品質米に2つの問題点
 - (1) 食味に関連する問題点
 - ア. 品位基準を満たさない場合、「普通の」食味を得られない可能性
 - イ. 低品質米の判別は(白い穀粒を背景として白の穀粒を見るという点で)困難
 - ウ. 消費者が品位の劣る精米を間違っ購入しないよう、判別手段の提供が有用
 - (2) 需給や価格に関連する問題点
 - ア. デフレ傾向の下で、低価格製品を作るための低品位米供給源となる実態
 - イ. 価格下落を増幅する作用
 - ウ. 単に低品質米を購入した消費者に不利益になるばかりでなく、多くの生産者にとっても全体の玄米価格水準の低下という不利益をもたらしている可能性
3. まとめの部分では、「このため、それらを求める消費者のニーズは否定し得ないとしても、通常の精米製品とは違ったものとの正確な認識を持って購入できるよう、表示面での識別手法を検討する必要があると指摘しています。

2. 私の意見

上記のように、ふるい下米問題は長年に渡って繰り返し指摘された懸案であり、農林水産省は過去、その問題解決の必要性をとりまとめています。しかしそれは約10年間放置されたままであり、そして今般、貴表示部会において再びゼロから審議がスタートするとすれば、誠に遺憾であります。

そこで私は、2010年に提出したパブコメ意見書に加えて次の意見を申し述べます。
その前に、以下の事実をご覧ください。

1. 平成7年、食糧法から「くず米の定義」が消滅

食糧管理法はかつて、「くず米、碎米その他農林水産大臣の指定する米穀」を『特定米穀』と定義づけ、一般米と区別して流通させていた。ところが平成7年、食糧法が廃止され、食糧法に移行した際、「特定米穀」はなくなり、くず米は一般米と区別されない「米穀」となった。

2. 平成16年、同じく「精米品位基準も消滅

「特定米穀」は消えたものの、食糧法には当初、登録販売業者が遵守すべき『精米品位基準』（別紙資料1-2、2ページ目の表）が定められ、登録業者は基準を満たさない精米の販売が禁止されていた。しかし、平成16年、食糧法の改正により、販売業者の登録制が届け出制に変更され、販売業者の遵守すべき「基準」も廃止となった。

※廃止後は、任意団体「米穀公正取引推進協議会」（主婦連加盟）の「自主的ガイドラインとして存続

これらの事実は、消費者庁が創設される以前、農林水産省の施策の下、ふるい下米関連事項が法律から次々に消えたことを示しており、平成14年に検討会が低品質米問題をとりまとめた後にも、前提としていた品位基準がなくなっています。これでは表示の改善が進まないのは当然です。したがって、法律の一貫性、実効性を確保するため、JAS基準の見直しに合わせて、食糧法に整粒とふるい下米を規定するよう、農林水産省と協議をすべきです。

【Ⅱ】未検査米の産年・品種の表示について

1. 同一の精米であっても包装容器入りとそうでないものによって適用される基準が『玄米及び精米品質表示基準』又は『生鮮食品品質表示基準』に分かれるのは二重基準であり、農産物検査の有無に拘わらず産地・産年・品種の表示を行うべきです。

2. 農産物検査を証明に用いることに賛成派が挙げる理由として、□証明の信頼性、□現物を見ずに伝票取引される米の特殊性等があります。これに対して次の理由により反対します。

- 1) 農産物検査は品位の等級格付けを行う制度であり、品位表示を行うことなく産年・品種の根拠に用いるのは不適當。
- 2) 産年・品種は農家の自主申告を前提としていることに加え、目視での等級判定的中率は80%前後と低く、信頼に足る証明とはいえないこと。
- 3) 多くの農産物が FAX、メール等を使って取引されており、「伝票取引」は米のみの特殊事情ではないこと。

消費者団体として、消費者が購入する場合のみ、未検査米の産年・品種表示を禁止するのは「ブラックボックス」となるため、理解できません。

「産地」が米トレーサビリティ法に基づいて証明されるように、「産年・品種」についても同法で証明可能とし、全ての米穀の3点セット(産地・産年・品種)を米トレサ法に基づいて一元表示できるようにすべきです。

以上

なお、この意見書を食品表示部会の全委員に事前に配布して下さいますようお願いいたします。

玄米及び精米の品質・品位に係るクレーム件数

(単位:件)

クレーム内容	12年4月～6月			13年4月～6月			対前年 同期比 (%) (②/①)	13年10月～14年8月		
	消費者	業者	合計①	消費者	業者	合計②		消費者	業者	合計
○碎米、シラタ(粉状質粒等)、乳白等が多い ○おいしくない ○流通精米の品位基準に適合しているのか ○表示内容が疑わしい	25	7	32	25	16	41	128	99	19	118
○異物混入(石、虫、プラスチック片、ビニールの切れ端等) が見られる。	4	1	5	7	0	7	140	26	4	30
○古米臭や異臭がし、変色したものがある。	3	0	3	7	0	7	233	22	2	24
○ご飯を炊いたら、だんご状になったり、茶色や黄色くなった。	3	0	3	1	0	1	33	4	1	5
○その他(品質・品位を誤認させるような表示 など)	4	3	7	12	5	17	243	21	11	32
合 計	39	11	50	52	21	73	146	172	37	209

※ 食糧事務所「表示相談窓口」「食品表示110番(14年2月開設)」等へクレームがあった件数

低品質米の問題点とその判別の必要性について

1 低品質米の定義

食糧法においては、計画流通米の販売に当たり登録販売業者の遵守すべき事項を定めており、精米を販売する場合、特定の業者(注1)に販売する場合又は販売先が特に品位について条件を付した場合以外は品位基準(注2)に適合したものを販売することを求められている。

このため、登録販売業者が一般の消費者に対してこの品位基準に満たない精米を販売した場合には、食糧法に基づく登録販売業者に対する指導監督を行うことができる。

一方、食糧法においては、登録販売業者以外による精米の販売も可能となっていることから、それらの無登録販売業者が食糧法に基づく品位基準に満たない精米を販売しても何ら指導監督を行い得ない状況となっていることから、消費者に対してこれらを判別する手段を提供する必要があるとの問題意識がある。

このため、今回の表示・検査制度見直しに当たって「低品質米」という場合には、具体的には、食糧法に基づく品位基準未満の精米を想定している。

2 低品質米の問題点とその判別の必要性

(1) 食味に関連する問題点

ア 本検討会のヒアリングでも説明があったように、米飯の場合、食味の大きな部分を物理的な要素(粘り、かたさ等)が占めていることから、「十分に精米されているか否か」と、いわゆる「ベチャツとした」又は「団子状の」米飯の要因となりうる「粉状質粒」や「砕米」の存在は、米飯にした場合の食味に大きな影響を与えるものと認識されている。

また、通常の家計における保存状態を考えれば、常温において一定期間(1ヶ月程度)は品質が維持される必要があることから、精米の保存性を確保するためには、十分に乾燥していることも必要である。

イ このため、食糧法に基づく品位基準においては、

- ①十分に精米されたものであるか否かを見極めるための「形質」
- ②保存性を確保するための「水分」
- ③「粉状質粒及び被害粒」の混入割合
- ④「砕粒」の混入割合

等について品位基準を定めているところである。

ウ 即ち、個人の好みによっても差異が生じる粘りや味わいその他の微妙な食味の要素を別とすれば、この品位基準を満たすことによって、普通に保存していれば一定期間は「普通の」食味を確保し得ることが可能になると考えられる。

逆に、この品位基準を満たさない場合、一般消費者にとって「普通の」食味を得られない可能性があると考えられることから、これらを判別できるようにすること、或いは、少なくともそのような品位の劣る精米を間違えて購入することを防げるような判別

手段を提供することが有用と考えられる。

なお、低品質米を一般の消費者が袋に入った状態で判別することは(白い穀粒を背景として白の穀粒を見るという点で)かなりの困難が予想されることから、表示においても判別可能とする必要があると考えられる。

(2) 需給や価格に関連する問題点

一方、個別の購買活動ではなくマクロの経済活動への影響として見た場合、全般的なデフレ傾向の下で価格競争が激化し、精米についても低価格商品への需要が強まっていると見られる。

これに対応し、玄米価格の全般的な低下も見られるが、更に低価格の製品を作るため、通常の主食用の半値以下で取り引きされている「ふるい下米」の一部が主食用へ還流し、低品位米の供給源となっている実態がある。

これらは、小売段階でのスポット的な価格の低下をもたらすとともに、その低価格広告等を通じて、間接的に需給緩和の下での価格下落を増幅する作用をもたらすものであり、単に低品質米を購入した消費者に不利益になるばかりでなく、多くの生産者にとっても全体の玄米価格水準の低下という不利益をもたらしている可能性がある。

このため、それらを求める消費者のニーズは否定し得ないとしても、通常の精米製品とは違ったものとの正確な認識を持って購入できるよう表示面での識別手法を検討する必要があるものと考えられる。

注1: 特定の業者とは、米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者及びこれらの製造又は加工事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会その他農林水産大臣が指定する法人(農業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会)であって、その直接又は間接の構成員のため米穀の買受の事業を行うものとされている。

注2: 品位基準

品位基準については、土砂が混入されていないこととするほか、うるち米については、次の表の基準に適合することとされている。

形質	水分 (%)	最高限度					
		粉状質粒及び被害粒 計 (%)	被害粒		砕粒 (%)	異種穀粒及び異物	
			計 (%)	着色粒 (%)		もみ (%)	もみを除いたもの (%)
標準品	16.0	20	2	0.2	10	0.0	0.1

用語の定義

百分率: 全量に対する重量比をいう。

形質: むか層のはく離及びむかへの付着の程度、粒ぞろい並びに心白及び腹白の程度をいう。

水分: 105度乾燥法によるものをいう。

粉状質粒: 粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。

被害粒: 汚染し、又は損傷を受けた粒(砕粒を除く)をいう。

着色粒: 粒面の全面又は一部が着色した粒(精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く。)をいう。

砕粒: 完全粒の3分の2から4分の1までの大きさの粒をいう。具体的には、針金25番線ふるい目の開き1.7ミリメートルのふるいをもって分け、そのふるい上に残る程度の大きさの粒をいう。

異種穀粒: うるち精米以外の穀粒(消費者の食用に供するために混入したものを除く。)をいう。

異物: 穀粒以外のもの及び完全粒の4分の1未満の大きさの粒をいう。

第3回までの検討会を踏まえた表示・検査についての論点整理（抜粋）

項目	現行制度	現行表示区分	検討事項	検討会における議論			問題解決のための民間の取組状況
				需要に応じた売れる米づくり	消費者の選択や知る権利との関係	生産、流通の各段階で真に担保できるか否かの観点	
低品質米等との判別	<ul style="list-style-type: none"> ○特に表示上の区別や義務は無い ○登録販売業者は、食糧法に基づく品位基準の遵守義務 	表示方法も任意	<ul style="list-style-type: none"> ○低品質米を判別可能な品質表示の可能性と規格のあり方 ○現行の農産物検査の精米規格が活用されていない理由の検証 ○精米に関する消費者ニーズを踏まえたJAS規格制定の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ○低品質米を一般品かのごとく販売することが問題 ○味・価格・銘柄といった商品選択の要素の中で価格はトップレベルの要素 ○高品質米の価格が低品質米の価格低下により影響を受ける可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ○低品質米に表示義務を課すのが望ましいのではないか ○多少不味くても安い米を求める人もいるのではないか ○低品質米とは何か。低品位米と食味の関係はどうなっているのか。 ○品位が劣るもののほか、古米で品質が低下したものもあるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○低品質米に表示義務を課すことは、販売に不利な情報を表示させることであり、実効性に疑問 	<ul style="list-style-type: none"> ○産地では、品質向上のため篩目を大きくする努力をしている一方、その篩下のくず米が低品質米の供給源となっている可能性 ○流通業者は、高価な選別機の導入等により品質向上の取組を強化する中で低価格の低品質米との競合にも直面

新たな精米規格のイメージ

- 1 新たな精米規格を制定する場合、品位、成分、性能等の品質に関する基準又は生産の方法についての基準やその他の品質に関する表示も可能とする方向で検討することができる。
- 2 このため、例えば以下の内容をすべて満たしたものに、そのことが判別可能なマークを付けることができるものとして考えてはどうか。
 - ・ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)による農産物検査等の証明を受けた原料玄米を使用すること
 - ・ 農産物規格規定(昭和26年4月19日農林省告示第133号)に規定する完全精米の規格の品位の一等相当の基準に適合する精米であること
(実際の規格水準及び、精米の農産物規格規定の取扱いについては、今後の検討課題)
 - ・ 容器又は包装の一部が透明となっていること

[米の品位に係る規格](例)

土砂が混入されていないこととするほか、次の通りとする。

最低限度	最 高 限 度						
	水分 %	粉状質粒および被害粒			異種穀粒および異物		
計 %		被 害 粒		砕粒 %	も み %	もみを除いたもの %	
	計 %	着色粒 %					
標準品	16.0	10	1	0.0	5	0.0	0.0